

# 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務手数料

2022年10月1日

## ◆法第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の手数料

### ■一戸建て住宅の認定の申請に対する審査の手数料

・一戸建て住宅の場合は、専用住宅または併用住宅等の区別に關係なく、一戸建て住宅の区分に定める金額とする。なお、建築物の床面積の合計の算定については、認定を受けようとする建築物全体の延べ面積とする。

### ■共同住宅または長屋住宅の認定の申請に対する審査の手数料

・建築物全体の床面積の合計の区分に応じて定める金額に、認定を受けようとする住戸に係る床面積の合計の区分に応じて定める金額を加算した金額とする。

新築	手数料(円)	建築物の床面積の合計	確認書等の添付の有無	
			無し	有り
			一戸建て住宅 併用住宅	100㎡以内
		100㎡を超え 200㎡以内	71,000	22,000
		200㎡を超える	95,000	30,000

新築	手数料(円)	右の床面積の合計	認定を受けようとする建築物 <b>全体</b> の床面積		認定を受けようとする <b>住戸</b> に係る床面積	
			確認書等の添付の有無		確認書等の添付の有無	
			無し	有り	無し	有り
			共同住宅 長屋住宅	500㎡以内	66,000	14,000
	500㎡を超え 1,000㎡以内	105,000	22,000	69,000	21,000	
	1,000㎡を超え 3,000㎡以内	220,000	42,000	123,000	30,000	
	3,000㎡を超え 5,000㎡以内	382,000	59,000	229,000	57,000	
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内	661,000	74,000	379,000	98,000	
	10,000㎡を超え 20,000㎡以内	1,217,000	131,000	705,000	162,000	
	20,000㎡を超え 30,000㎡以内	1,760,000	174,000	981,000	199,000	
	30,000㎡を超える	2,165,000	213,000	1,189,000	212,000	

新築 以外	手数料(円)	建築物の床面積の合計	確認書等の添付の有無	
			無し	有り
			一戸建て住宅 併用住宅	100㎡以内
		100㎡を超え 200㎡以内	106,000	33,000
		200㎡を超える	141,000	44,000

新築 以外	手数料(円)	右の床面積の合計	認定を受けようとする建築物 <b>全体</b> の床面積		認定を受けようとする <b>住戸</b> に係る床面積	
			確認書等の添付の有無		確認書等の添付の有無	
			無し	有り	無し	有り
			共同住宅 長屋住宅	500㎡以内	99,000	21,000
	500㎡を超え 1,000㎡以内	157,000	32,000	103,000	32,000	
	1,000㎡を超え 3,000㎡以内	329,000	63,000	184,000	46,000	
	3,000㎡を超え 5,000㎡以内	572,000	88,000	342,000	85,000	
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内	992,000	111,000	568,000	147,000	
	10,000㎡を超え 20,000㎡以内	1,824,000	196,000	1,056,000	242,000	
	20,000㎡を超え 30,000㎡以内	2,638,000	259,000	1,470,000	297,000	
	30,000㎡を超える	3,246,000	318,000	1,782,000	317,000	

※「確認書等」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項または第4項の規定によりその住宅の構造および設備が長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨が記載された住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する確認書もしくは同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書またはこれらの写しのことです。

※「新築以外」とは、増築もしくは改築または既存住宅の維持保全(建築行為を伴わないもの)をいいます。

## ◆法第8条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査の手数料

・法第5条第8項第4号イ、ロ、第5号イ、ロ、第6号イ、ロの事項のみを変更の場合は、新築1件につき17,000円、新築以外1件につき25,000円  
・上記以外の場合は、**変更に係る部分の床面積の2分の1**とする。

## ◆法第9条第1項または第3項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査の手数料

・1件につき17,000円

## ◆法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料

・1件につき17,000円

## ◆法第18条第1項の規定に基づく許可の申請に対する審査の手数料

・1件につき150,000円

## ◆法第6条第2項の規定に基づく申し出がある場合の手数料

・建築確認申請手数料に見合う手数料として、手数料条例別表第43に定める手数料額が別途必要となる。